

吹情個審答申第75号
令和8年4月30日
(2026年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 高橋 明男

吹田市情報公開条例第17条に基づく諮問について（答申）

令和6年11月15日付け6吹環政第1788号で諮問を受けました「環境政策室が●●●●●●●●●●との接触（対面、電話、FAX、手紙、メール、ウェブサイト閲覧等の一切）に際し作成・取得した文書（令和6年1月16日以降）。」（以下「本件文書」という。）の公文書公開請求に対する令和6年8月1日付け6吹環政第1016号による公文書公開決定（以下「本件決定」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、以下のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）に対する市長（以下「実施機関」という。）の本件決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過及び審査過程

- 1 本件審査請求は、吹田市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条に基づき、請求人が行った本件文書の公文書公開請求に対して本件決定がなされたところ、この決定に対して請求人が実施機関に対して審査請求を行ったものである。
- 2 当審査会事務局（以下「事務局」という。）から請求人に対して令和6年11月19日付けにて「弁明書に対する反論書等の提出について」の通知（6吹市総第5176号）を送付し、反論書と口頭意見陳述を希望する場合は口頭意見陳述申立書を期限までに提出するよう求めたところ、請求人から反論書の提出はなく、口頭意見陳述の申立ては希望しないとのことであった。
- 3 実施機関は、令和8年1月30日に開かれた当審査会において、本件決定の理由と背景を説明した。

第3 請求人の主張要旨

請求人は、本件審査請求に係る審査請求書において、おおむね以下の理由により本件決定に対して審査請求すると主張した。

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が事務なび会議室予約状況を見分したところ、令和6年1月16日以降に作成した文書であるとは認められなかったため、当該公文書については公開が取り消されるべきである。当該文書は申請日である令和6年1月10日に作成されたものであり、その後、修正等の変更の痕跡が認められなかった。

令和6年1月23日の●●●●●●●●●●との接触の際に作成・取得した文書が存在するため、特定の上、公開されるべきである。当該接触は2時間の時間が確保されていることからすると、作成・取得した文書が存在する。実際、その内容が組織的に共有されたからこそ、令和6年1月16日付けで起案された江坂公園及び豊津公園に設置する密閉型喫煙所に関する協定書（以下「協定書」という。）の案にはなかった「吸い殻入れ、エアコン、プラズマ脱臭器を含む。」との文言が令和6年2月9日付けで締結された協定書の冒頭部分に追記されたのである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件審査請求に係る弁明書において、おおむね以下の理由により本件決定は妥当であると主張した。

- 1 令和6年1月23日の会議室の予約については、余裕を持って2時間の予約をしたが、実際の会議は15分程度で終了したものであり、その際に作成又は取得した文書は存在しない。
- 2 「令和6年1月16日起案文書 吹環政第2056号江坂公園及び豊津公園に設置する密閉型喫煙所に関する協定書の締結について」の協定書（案）に記載がなかった「吸い殻入れ、エアコン、プラズマ脱臭機を含む。」との文言については、起案の決裁過程で記載することとなったため、協定書に反映したものである。

第5 審査会の判断理由

1 本件文書について

(1) 本件文書については、実施機関は次のとおり、文書を特定している。

ア 令和6年1月16日起案文書 吹環政第2056号「江坂公園及び豊津公園に設置する密閉型喫煙所に関する協定書の締結について」

イ 協定書

ウ 事務なび会議室予約状況

(2) 当審査会において、本件文書を見分したところ、市と●●●●●●●●●●の協定書の締結を伺う起案及び同協定書の案、令和6年2月9日付けで締結された同協定書、令和6年1月10日16時25分に同年1月23日13時00分から15時0

0分までの間で環境政策室会議室を予約した事務なび会議室予約状況の画面を出力したものであることが確認できた。

(3) 請求人は、審査請求書において、次の2点を主張している。

ア 事務なび会議室予約状況は、公開を取消すべきである。

請求人が公文書公開請求時に指定した令和6年1月16日以降に作成された文書ではなく、同年1月10日に作成された文書であり、変更の痕跡もないため。

イ 令和6年1月23日の●●●●●●●●●●●●との接触の際に作成・取得した文書が存在するため、特定の上、公開されるべきである。

当該接触は2時間の時間が確保されていることからすると、作成・取得した文書が存在する。実際、その内容が組織的に共有されたからこそ、協定書(案)にはなかった「吸い殻入れ、エアコン、プラズマ脱臭器を含む。」との文言が同年2月9日付けで締結された協定書の冒頭部分に追記されたものである。

(4) 以降で本件文書のうち事務なび会議室予約状況の公開取消しの要否及び本件文書以外の公文書の不存在事由該当性について検討することとする。

2 事務なび会議室予約状況の公開取消しの要否について

(1) 事務なび会議室予約状況の作成日及び修正の有無について

当審査会が実施機関に対して確認したところ、令和6年1月10日に会議室の予約を行い、その後は修正等を行うことはなく同年1月23日の会議が行われたとのことであった。

このことから、請求人の主張のとおり、当該公文書は同年1月10日に作成された文書であると認められる。

(2) 事務なび会議室予約状況の公開取消しについて

実施機関が特定した当該公文書は、本件文書に該当せず、本来なら特定する必要のなかった文書である。

しかし、既に公開された当該公文書の公開内容についての瑕疵はなく、また、これを撤回すべき事情はないことから、当該公文書の公開を取消す必要性はない。

3 不存在事由該当性について

(1) 当審査会が、本件文書以外の公文書の有無を判断するために実施機関に確認した事項及びこれに対する回答は、次のとおりである。

ア 確認事項1：令和6年1月23日の●●●●●●●●●●●●との会議が15分程度で終了した理由及び記録等がない理由。

実施機関回答：協定書の内容については、事前に調整が完了しており、当該会議においては、協定書の内容について協議をしていない。協定締結直前の挨拶の場のようなものであった。そのため記録等の作成を行っていない。

イ 確認事項2：協定書(案)に記載がない「吸い殻入れ、エアコン、プラズマ脱臭機を含む。」との文言が起案の決裁過程で記載することとなった

理由。

実施機関回答：令和6年1月16日起案文書 吹環政第2056号「江坂公園及び豊津公園に設置する密閉型喫煙所に関する協定書の締結について」の決裁過程において、決裁権者より、●●●●●●●●●●●●●●との事前の協議で寄贈を受けることが決定していた「吸い殻入れ、エアコン、プラズマ脱臭機」について明確にするため、協定書(案)に明記するよう指示があったことから修正を行い、決裁を完了した。

ウ 確認事項3：上記イの令和6年1月16日起案文書の協定書(案)に「吸い殻入れ、エアコン、プラズマ脱臭機を含む。」の文言の記載がない理由。

実施機関回答：決裁に使用した文書管理システム上においては、本来であれば当該起案文書の協定書(案)は、「吸い殻入れ、エアコン、プラズマ脱臭機」の文言を追記したものであるべきだが、誤って当該文言の記載がないデータを添付してしまっていた。そのことに気が付かず決裁が完了し、本件の公文書公開請求を受けたため、当該文言の記載がない協定書(案)のまま、本件文書の公開を行った。

(2) 以上の実施機関の説明に、不自然・不合理な点があるとまでは認められず、当審査会の調査審議において本件文書以外の公文書の存在は確認できなかった。

なお、実施機関は弁明書において協定書(案)に「吸い殻入れ、エアコン、プラズマ脱臭機」の文言の記載がない理由を、起案の決裁過程で記載することになったためと述べている。しかし、当審査会が実施機関に確認したところ、弁明書での説明に加え、起案文書の添付に不備があったため、協定書(案)と協定書の文言に差異が出たとのことであった。

実施機関においては、弁明書の段階ですべての説明を記載すべきであり、より慎重かつ丁寧な対応に留意されたい。

4 当審査会は以上の理由に基づいて、本答申の第1において示したとおりの結論に達した。